

第百八十九回国 参議院農林水産委員会會議録第五号

平成二十七年四月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月七日

堀井 巖君

補欠選任

末松 信介君

四月八日

末松 信介君

補欠選任

矢倉 克夫君

山口那津男君

出席者は左のとおり。

委員長

山田 俊男君

理事

野村 哲郎君

山田 修路君

徳永 エリ君

紙 智子君

委員

金子原二郎君

小泉 昭男君

古賀友一郎君

中泉 松司君

馬場 成志君

堀井 巖君

舞立 昇治君

小川 勝也君

郡司 彰君

柳澤 光美君

柳田 稔君

平木 大作君

山口那津男君

儀間 光男君

山田 太郎君

國務大臣

農林水産大臣

林 芳正君

副大臣

内閣府副大臣

平 将明君

内閣府副大臣

西村 康稔君

厚生労働副大臣

永岡 桂子君

農林水産副大臣

小泉 昭男君

環境副大臣

北村 茂男君

大臣政務官

あかま二郎君

総務大臣政務官

佐藤 英道君

農林水産大臣政務官

稲熊 利和君

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

厚生労働省医薬

食品局食品安全

部長

農林水産大臣官

房総括審議官

農林水産大臣官

房技術総括審議

官

農林水産省消

費・安全局長

農林水産省生産

局長

農林水産省経営

局長

農林水産省農村

振興局長

農林水産省農林

水産技術會議事

務局長

林野庁長官

水産庁長官

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(食料・農業・農村基本計画に関する件)

○競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山田俊男君) ただいまから農林水産委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、矢倉克夫君が委員を辞任され、その

補欠として山口那津男君が選任されました。

○委員長(山田俊男君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会

に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官澁

谷和久君外十名を政府参考人として出席を求め、

その説明を聴取することに御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査の

うち、食料・農業・農村基本計画に関する件を議

題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○堀井巖君 おはようございます。自由民主党の

堀井巖でございます。

本日は、食料・農業・農村基本計画に関する件

につきまして主に質疑をさせていただきますとい

うふうに存じます。

自由民主党の方からは、私と、また同僚議員で

ございます古賀委員、そして舞立委員、三名とも

総務省の出身でございます。みんな、これまで公

務員時代は、地方の発展のために、特に山村の

発展のためにという思いで共通して仕事をしてく

た者でございます。同期の委員でございますが、

総務省ではたまたま先輩、後輩の間柄でございます

したので、時間配分につきましては後輩のお二人

に御配慮いただきまして、私、持ち時間五分と

いうことでさせていただきます。改めて感謝を申

上げます。

それでは、今日はこの基本計画、そして私は林

業のことについて後刻質問させていただきますと思

います。まずはこの食料・農業・農村基本計

画についてお伺いをしたいというふうに存じま

す。

前回の基本計画は平成二十二年でございま

した。今回二十七年、言ってみれば、この自公政権

に交代してからのまさに初めての基本計画という

位置付けだろうと思っております。まさに、今おられ

ます林大臣によりまして力作であろうと、このように

感じておるところでございます。これは、今後十

年先の我が国の農業の方向性を示すまさに基本戦

略とも言えるものではないかというふうには私は受

け止めております。

「まえがき」を読みますとも、食料・農業・農

村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる強

い農業と美しい活力ある農村の創出を目指してい

くと、このように書かれております。また、大臣

も談話の中で、新たな基本計画の下で改革を実行

し、若者たちが希望を持てる強い農業と美しく活

力ある農村の実現に向けて全力で取り組んでまい

りますと決意をお示しになっておられます。こう

いった力強い農業を実現していくんだというその

強い意思を今回の計画から私は感じるところでござ

います。また、特に今回のこの基本戦略、私

は、特に農村地域にあつては地方創生のまさに中

核的な戦略として皆さんの期待もあるんじゃない

かと、このように感じているところでございませう。

そういった観点から、この計画、どのような思いで、そしてどのような点を見直して、そしてどのような方向性でおつくりになられたのか、林大臣からお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 新たな食料・農業・農村基本計画では、安倍内閣の下で進めてまいりました農政改革の取組、それから超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来、こういった中長期的な情勢変化等を踏まえまして、農政改革の着実な推進に向けた対応方向を示させていただいたと考えております。

食料・農業・農村基本法には、御案内のように食料の安定供給の確保、それから多面的機能の發揮、農業の持続的発展、それから農村の振興という四つの基本理念の実現を図っていくため、この施策の基本的な方針として、生産現場を強化して高付加価値化を進めて農業の成長産業化を図るいわゆる産業政策とともに、農業、農村の持つ多面的機能の維持、發揮を図る地域政策、これを車の両輪ということで進めていきたいということにしております。

それから、実現可能性を重視した食料自給率目標を設定するとともに、我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標というものを新たに告示をいたしました。

さらに、具体的な施策として、輸出拡大に向けた取組の強化、六次産業化の促進による新たな需要の取り込み、それから農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積、集約化や新規就農の促進、米政策改革の着実な推進による需要に応じた生産の推進、さらには農協改革、農業委員会改革による意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境づくり、それから集落機能の集約とネットワーク化など地方創生に関する取組の強化などができると、農政改革を着実に推進をいたしまして、今、堀井委員からお話をさせていただきます。

したように、若者たちが希望を持てる強い農業、また美しく活力ある農村、この実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと、こういうふうにお考えしております。

○堀井委員 ありがとうございます。

今回の計画、今の大臣のお話を伺っておりますと、多々、様々な、新たな取組も含めて意欲的な視点が感じられたわけでございます。その中で、全てというわけには時間の都合まいりませんが、幾つか私が問題意識を持ったものについて質問をさせていただきますかと思っております。

まず、食料自給率についてであります。今回、カロリーベースで四五％、そして生産額ベースについては七三％にするというふうな目標を立てられました。

まず、このカロリーベースについて、前回の二十二年の計画が五〇でしたから、一部の報道等でも五〇を四五に引き下げたというふうな報道もありませんが、私は、それは計画論をやっているも仕方がないのではないかとこのように思っています。やはり、一番この目標で重要なことは、現在の実際の自給率、これが今三九％、これをいかに四五％に引き上げていくかと、この部分に国民のきちんと信頼、負託に応える、このことがやはり何よりも私は重要ではないかとこのように考えております。今、このこの位置付けは私は妥当ではないかというふうにお考えいただければ幸いです。

また、生産額ベースでは、前回計画七〇％を今度七三％に引き上げられました。これも、やはり今、日本の農家の所得向上という観点を考えていったときに、やはりこの部分についてはしっかりと引き上げられていくということは今後の農業を考える上で非常に重要ではないかと、このように思っております。

そこで、お伺いしたいんですけれども、今回、このカロリーベースで今ある現行の三九％を四五％に十年後にはしていくんだということですが、具体的にこの部分どのようにされるのか。もちろん生産額ベースでは七三％に引き上げると、

この引き上げて目標を達成するための具体的な道筋についてお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今御質問ございました食料自給率の関係でございます。

先生から御指摘ございましたように、今の自給率を、十年後にカロリーベースで四五％、生産額ベースで七三％に引き上げるという目標を設定したところでございます。自給率には、食料消費の面と農業生産の面における諸課題がございますので、それぞれの課題につきましてきちんと解決を図っていくことが必要と考えておるところでございます。

まず、消費面でございますけれども、消費者の皆様方、それから食品産業事業者の方々に積極的に国産農産物を消費していただくということが大事であるということでございます。したがって、国内はもとより国外も含めまして、国産農産物の需要をしっかりと拡大していくことが大切だと思っております。また、食育の推進ですとか消費者の皆様方の信頼の確保にしっかりと取り組んでいくということも消費面の課題を克服していきたいと考えておるところでございます。

次に、農業生産面でございますけれども、農業者の方々が、いわゆるマーケット・インの発想で、多様なかつ高度な消費者ニーズにしっかりと対応した生産をしていただくことが重要であると考えているところでございます。優良農地の確保ですとか担い手への農地の集積、集約化、そういったこと、それから担い手の育成確保、それから農業の技術革新、川下の食品産業事業者と連携してニーズのある生産供給体制をしっかりと構築していくといったようなことをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○堀井委員 ありがとうございます。私、今回の質問に当たって、改めて平成二十二年、十七年、二十二年の過去三回の計画を読み直して

してみました。それぞれ、平成二十二年の計画では二十二年には四五％になりますよ、そして十七年のときは十年後の平成二十七年には四五％になりますよ、前回の場合はその先、平成三十二年に五〇％になりますよと、今までの計画を書いておりましたけれども、現実がなかなかそこに行っていない。

やはりこの基本計画が基本計画として、大きな戦略として国民の共通理解を得て、みんな、よし、そこに向けてやっていくというふうになるためには、やはり何とどうも、何回書いても到達しないけれども一応書いてあるという数字ではなくて、いかにこの四五％に向かつて本気になって取り組んでいくかと、このことが一番重要ではないかと思っております。今、様々なありとあらゆる手法を用いてやっていくというふうなお話でございましたので、是非とも政策の展開に期待をしたいと思います。

次に、食料自給力についてお伺いをいたします。今回、初めてこの食料自給力という考え方が示されました。私は大変これは意義深いことだと思っております。特に、日本では人口減少だということ言われておりますけれども、世界全体を見渡したときに、この国際的な食料供給というのにはやはりどうしても不安定な状況は今後も続いていくと、このように思うわけでありまして、そういった中で、何よりもこの食料の安定供給の確保の在り方について多様な国民の共通理解、多様な観点から様々な指標を提示し、しっかりとした議論をして国民的な共通理解を醸成していく、これは極めて重要ではないかというふうにお考えしておりますが、この食料自給力の意義、目的についてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(小泉昭男君) 先生御指摘のとおり、国際的な人口の増加はかなり大きなものがございます。こういう中で食料供給による不安定要素というものはもう最近ではかなり顕著なものになってきておることは事実でございます。また多くの

国民が国内生産による食料供給能力の低下を危惧しているわけございまして、食料自給率につきましては、花卉などの非食用作物、この栽培されている農地が有する食料の潜在生産能力が反映されていないなど、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指数としては一定の限界があるように思います。

このため、新たな基本計画において我が国の食料の潜在生産能力を評価した食料自給力指標を新たに示すことによりまして、現実の食生活とは大きく異なる非類中心型では推定エネルギー必要量等に達するもの、より現実に近い主要穀物型ではこれら大幅に下回る、これは数字にも表れているわけでありまして、近年、食料自給率が横ばいで推移している中、食料自給力は低下傾向にございます。

将来の食料供給能力の低下が危惧される状況にあるということでございますので、実情を国民の皆さんに知っていただくこと、食料安全保障に関する議論を深めていただくことも極めて重要だと考えております。その上で、生産者の皆さんには農地等の農業資源や農業技術等のフル活用、これをしていただきまして、国民の皆様は食料の安定供給の確保に向けた取組を行っていただくように国からもしっかりと働きかけてまいりたい、このように考えております。

○堀井蔵君 ありがとうございます。

私も、この食料自給力という考え方が示されてから、地元に戻って改めて農地を見たときに、特に耕作放棄地や何かを見たときに、やはり改めてその潜在的な価値、こういったものをどうしていくのか、あるいは農地全体、今様々な形で生産活動が行われている農地を見たときに、こういったものの持つ価値というものを改めていろいろと考えるようになりました。やはり国民の共通理解をより深めていく、非常に重要な指標だということに私は思っておりますので、今後もこれが一過性に終わることなく、より国民の中で深い議論ができるように御尽力いただければと期待を申し上げます。

ております。

次に、担い手の確保についてお伺いをいたしました。かたねより大臣の方からも、もう今高齢化が進んで平均が六十六歳なんだというように指摘もございまして。今回の計画に付けられておりました参考資料を見ておきますと、平成二十二年現在で二百十九万人、そして今から十年後の平成三十七年、数十万人更に減っていくだろうというふうに見込まれているようでありまして、農林水産省においては、少なくとも、そういった時代にあっては、いわゆる担い手となる、働き手となる二十代から六十代までの就農者は九十九万人必要だということに試算をされているわけでありまして、そうすると、働き手が九十万人必要だということとは、仮に二十歳から六十九までですけれども、非常に単純計算をするために四十五年間ぐらいうるに二万人がきちんと定着していくという、こういうことがこの日本の農業の持続的な発展のためには非常に重要になってくると、このように私は思うわけでございます。現状ではどうも一万四千人ぐらゐが新規就農されて、一人一人が定着するということでありまして、この定着をする農業の若い方々、新規就農者も含めた方々をもっと増やしていく、定着させていくと、このことが非常に重要になるというふうに思います。

そのためには、例えば農業大学校等を持つている地方団体も含めて、ありとあらゆる関係機関一体となって、国、地方一体となって、地域が一体となってこの新規の農業従事者、高めていくように努力することが私は非常に重要だと、このように考えておりますけれども、そういった、特にこの青年層の新規就農の育成確保に向けた支援等の取組についてお聞かせいただきたいと存じます。

○大臣政務官(佐藤英道君) 貴重な御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、持続可能な力強い農業を実現していくためには、御指摘のとおり、農業の内

外からの新規就農を促進し、若い農業者を定着ベースで倍増させ、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが極めて重要であると認識しております。

このため、原則四十五歳未満の方を対象に、就農に向けた研修を受けている就農希望者に対する給付金、準備型と呼ばれておりますけれども、この給付金、並びに、経営開始直後の青年就農者に対する給付金、経営開始型と呼ばれておりますけれども、農業法人等に雇用される形での就農に対する支援、農業の雇用事業、こうしたことを今実施しているところでございます。

また、首都圏等におきましては、就農希望者や地方公共団体、農業法人等を一堂に会した就農相談会、新・農業人フェスタと言われているものがありますけれども、こうしたものの開催や、就職前の短期間、一週間から六週間にもわたる農業インターンシップの施策なども実施しているところでございます。

今後とも、こうした対策を継続的に実施していくとともに、都市部の若い青年を農村部へ呼び込むとともに、世代間のバランスの取れた農業構造にしていく考えであります。

○堀井蔵君 ありがとうございます。是非、取組を期待したいと存じます。

次に、農産物の輸出についてお伺いをしたいと思います。

国内マーケット、国内市場がどうしても人口減少とともに頭打ちになる中で、この輸出によって新たな需要を開拓していく、これは非常に極めて重要な取組だろうと思っております。

今回の基本計画を見ても、グローバルマーケットの戦略的な開拓という項目で三ページ余りにわたって記述がなされております。この海外輸出についてはそれだけの記述があるというところは、林大臣始め農林水産省の皆さんの並々ならぬ意欲の表れではないかというふうに思います。また、平成二十五年には和食がユネスコの無形文化遺産に登録されましたので、まさにこの分野、今後、本格的に進めていくことが重要だということに思っておりますけれども、その輸出振興にどのように取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。

化遺産に登録されましたので、まさにこの分野、今後、本格的に進めていくことが重要だということに思っておりますけれども、その輸出振興にどのように取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(佐藤英道君) 御指摘のとおり、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大については、平成二十五年に策定をいたしました国別・品目別輸出戦略に基づきまして、輸出額一兆円目標を掲げ、官民一体となって現在取り組んでいるところでございます。昨年六月に輸出戦略の司令塔として輸出戦略実行委員会を創設し、品目別に輸出拡大方針の策定や輸出団体の育成なども進めているところでございます。

このような取組の結果、昨年の輸出額は六千七百十七億円と史上最高額となったところでございますけれども、今後とも、需要フロンティアの拡大のために、各国における輸入規制の緩和、撤廃などの輸出環境の整備を進めつつ、米や牛肉などそれぞれの品目の輸出を推進し、一兆円の目標をより早く、より大きく超えて達成できるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、特に本年五月から開催される食がテーマのミラノ万博は、我が国の農林水産物のすばらしさを発信する絶好の機会でございますので、日本館では官民一体となって食に関する多様な展示を行いますとともに、日本食文化の普及、宣伝に努め、輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

○堀井蔵君 是非ともこの輸出振興、取組に期待したいと思っております。ひよっとしたら、将来その輸出の市場が非常に大きく育つて、この農林水産委員会でも視察に行くときにそういった海外の市場に行くことが議論されるような、そんなような取組になることを心から期待をいたしてお伺いをしたいと思います。

次に、六次産業化の取組についてお伺いをしたいと思います。

りますし、またいわゆる六次産業化・地産地消法も制定されました。まさに、これ本当にうまくいくのかどうかというのはこれからの努力次第なんじゃないかと私は考えております。特に、その中で、農林漁業者、生産段階にいかにかこの六次産業化をしたときの利益の大本がきちんと還元できるか、残るかということがやはりこれからの農村地域の発展にとって非常に重要だというふうに思います。

もちろん、私は水を差すつもりはありませんが、やはり分業というのにはある意味経済原理から出てきているところもありますので、例えば流通体制がきちんと整う、あるいは加工のところでもしっかりと食品衛生管理が行われた中で加工も行われるというふうな、やっぱりこれまで分業体制で行われたところの当然メリットもあつたわけでありまして、そういったこともしっかりと念頭に置きながら、なおかつ、この六次産業化が生産地にしっかりと利益が還元されていくような取組が重要ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○大臣政務官(佐藤英道君) 御指摘のとおり、この六次産業化というのは、農林漁業者が農林水産物の生産だけではなく加工や販売を一体的に行う新たな事業活動によって自ら生産する農林水産物の付加価値を向上させる取組でありまして、農林漁業者の経営の改善や所得の確保を図る上で重要な取組であると認識しております。

一方、農林漁業者が六次産業化に取り組む際には、加工、販売等のノウハウが乏しく事業展開が難しいといった課題があるというの事実であると思えます。このため、農林漁業者と加工、販売等の二次、三次事業者との連携がより効果的に推進されるよう、現在三つの取組を行っているところでありまして。

一点目は、中央、都道府県段階に六次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等に対して新商品開発や販路開拓等に関するアドバイスを行う体制の整備。二点目に、六次産業化ネットワーク活動

交付金による新商品開発や販路開拓、加工販売施設などの整備への支援。三点目に、農林漁業成長産業化ファンドの出資によるパートナー企業との戦略的資本提携の支援等の措置を講じているところでございます。

今後とも、農林漁業者がこのような支援を活用しつつ六次産業化の取組を進めることにより、農林漁業者の利益の増大につながるよう積極的に努めてまいります。

○堀井巖君 是非期待したいと存じます。基本計画の質問の最後に、ちよつと少し地元の事情の話をさせていただきたいと存じます。今日資料をお配りさせていただきまして、この基盤整備のものを御覧いただきたく思います。

奈良県の奈良盆地の話ですけれども、私の地元奈良でも農地の集約化、担い手農業への転換という改革を目指して地域でも取組が行われております。

そういった中で、実は奈良県の場合は古来からの条里制というものの名残がございます。一反、二反ぐらいの狭い区画ではあります。整然と区画が残っているというのが奈良の田んぼの特徴でございます。そうすると、実は大規模な圃場整備ということをやらずとも、畦畔、あぜを取りまして少し高さ調整をして、そして用排水施設や何かをうまく整備していけば実は大規模化が図ることができるといふ特徴もあるわけでありまして、今積極的にこのことを進めていこうということでも県も市町村もまた地域の方々も一生懸命やっております。

この場合、予算としては基盤整備の関係の予算になるわけでありまして。何と云うんでしようか、もちろん、何か農地の集約化という農地中間管理機構だということ、そういう政策としては思い浮かぶんですけども、実は農水省の中にかつこういった基盤整備の部署も予算もありません。このように、この基本計画にあるような担い手農業につながる極めて重要な部分でもあります。もちろん基

本計画の中にもこの基盤整備の重要性については明記されておりますけれども、実は予算が厳しく要望してもなかなか難しいという声も、これは今の厳しい財政状況の下で農林水産省の方でも苦勞されていると思うんですけれども、是非ともこのように予算の確保についてよろしくお願いしたいと思っております。一言お願いしたいと思っております。

○副大臣(小泉昭男君) 大和平野地域ですね、今お話ございましたけれども、大変先進的な過去を御持ちなんだと、こういうふうな思いをいたしました。今御指摘の部分でございますけれども、農地の集積、集約化を進めるため、圃場の大区画化等の農業生産基盤の整備を進める、これはもう当然今の流れでございます。その際、用水路やため池の老朽化が進むことはもう大変数字の上でも明らかでございます。これらの農業水利施設の長寿命化それと耐震化、ため池等については先般の大地震のときにも大分問題になりました。こういう課題にしっかりと対応していくことが重要だと考えております。

このような観点に立ちまして、農業農村整備関係予算につきましては、御指摘いただきましたとおり、平成二十七年当初予算において前年度比一〇四・八％、これ三千五百八十八億円計上させていただきます。この予算を着実に執行するとともに、引き続き必要な予算の確保に当省としてもしっかり努めてまいります。こういうふうな考えでおります。

○堀井巖君 ありがとうございます。前年度よりも予算、当初ベースで伸ばしていただいた、その御尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。引き続き、もつともつとできる限りのきめ細かな、それぞれの地域に応じた、この基本計画の方向性に向くような、それぞれの地域で努力しておりますので、きめ細かな目線いろいろと御対応いただければというふうに希望いたしております。

それでは次に、残された時間で林業について伺いたいと存じます。

今回は、農林水産省の農村基本計画が出ましたが、林業については、現行のものは平成二十三年、一年遅れでありますので、恐らくおおむね来年ぐらいにまた見直しの方向でいろいろお考えなんじゃないかというふうな思いをしまして、そういう中で、これからまさに強い農業を目指すという、これに平仄を合わせる中で強い林業についても更にお取り組みいただきたいと、このように期待をしております。

そこで、林業の成長産業化に向けたまず施策の概要について伺いたいと存じます。

○政府参考人(今井敏君) お答え申し上げます。昨年六月に改定されました農林水産省・地域の活力創造プラン、ここにおきましては、林業の成長産業化を実現するために、新たな木材需要を創出すること、そして拡大する需要に向けて国産材を安定的、効率的に供給する体制を構築すること、こういった政策の方向性が示されております。

農林水産省といたしましては、この活力創造プラン等を踏まえまして、まず一点目の取組といたしましては、CLTなどの新たな製品の開発普及ですとか公共建築物の木造化、あるいは木質バイオマスの利用促進、こういった需要面の支援の取組、二点目といたしましては、需要者ニーズに応じた国産材の安定供給体制を構築する、こうした供給面での取組支援、三点目といたしましては、間伐等の森林整備や路網の整備等の推進、あるいは林業や山村を支える人材の確保、育成、こうしたいわゆる川上から川下に至る施策に総合的に取り組んでいるところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

以下、先ほどの農林水産省の基本計画にちよつと並行した形で幾つかお伺いしたいと思います。

農業同様、林業においてもやはり人材確保、特に青年層の人材確保が重要だということも考えております。地元でも、やはり後継者不足、新規就業者、従事者、もつと入ってきてほしいという声もよく聞かれます。他方で、これまでの林野庁のお取組によって、若い林業従事者も少しずつでは

業については、現行のものは平成二十三年、一年遅れでありますので、恐らくおおむね来年ぐらいにまた見直しの方向でいろいろお考えなんじゃないかというふうな思いをしまして、そういう中で、これからまさに強い農業を目指すという、これに平仄を合わせる中で強い林業についても更にお取り組みいただきたいと、このように期待をしております。

そこで、林業の成長産業化に向けたまず施策の概要について伺いたいと存じます。

ありますが増えているというふうには何一つおぼろげもありません。

そこで、ちよつと二つまとめてもうお伺いをしたいと思いますが、一つは、今やっておられます緑の雇用政策等の担い手対策の概要、それから新規就業者数と今までの対策による効果についてまずお伺いをしたいというふうに思います。あわせて、人材ということで考えますと、地域でいわゆる木を切ったりするという生産活動の場での人材確保はもちろんですが、林業経営、地域経営的な視点を持つた方々、マネジメントのできる方々の人材確保も私は不可欠だと思いますので、フォレスト、プランナーなど国が今主体となつて取り組んでおられる人材育成の取組状況についても併せて、この二つ、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(今井敏君) 林業の成長産業化を実現していくためには、先生御指摘のとおり、林業を現場で支え、造林、伐採、搬出等を担う技能者を確保、育成していくことが大変重要であると考えております。こうした観点から、平成十五年度から、林業事業者が新規就業者を雇用し研修を行う場合に、その費用として研修生一人当たり月額九万円などを支援する緑の雇用事業を創設して、実施しているところでございます。

本事業の実施に当たりましては、これまで、技能実習のための研修内容を充実させるとともに、研修期間を三年間に延長するほか、現場管理責任者等の育成のためのキャリアアップ研修の追加、あるいは林業大学校等において林業就業を目指す青年への給付金の支給、こういった施策の充実も図ってきているところでございます。

この結果、林業への新規就業者の数につきましては、事業の創設前は年間で約二千人程度の新規就業者であったものが、事業開始後は平均約三千人強にまで増加しまして、長期的に減少してきていた林業従事者も五万人程度で下げ止まるとともに、三十五歳未満の若者も増加しているというようになっています。

もう一点、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、今申し上げましたような現場の事業者の確保に加えまして、施業の集約化など山自体をマネージングできる人材を育成確保することも非常に重要でございまして、このため、農林水産省といたしましては、森林組合等の職員で、施業の集約化ですとか森林経営計画の作成を担う技術者を森林施業プランナーとして育成したり、あるいは、都道府県の林業普及指導員等で、市町村を技術面から支援する、あるいは森林施業プランナーに対して指導、助言を行うフォレストを育成する事業、こうした取組を行っているところでございまして、平成二十七年三月現在、森林施業プランナーが千二百五十五名認定され、フォレストが四百六十一名登録されております。

今後とも、林業成長産業化を推進するための人材育成に努めてまいりたいと考えております。○堀井敏君 ありがとうございます。もちろん是非これ以上にお取組をお願いしたいというふうに期待をしております。そこで、総務省から今日はあかま政務官にお見えをいただきます。一つ政務官にお伺いをしたいと存じます。

私がこの林業関係に若い人たちが入ってくる入口として期待をしているのが、地域おこし協力隊でございます。今何か千五百人ぐらいが全国で参加をして六割ぐらいの方が終わった後も定着しているというところで非常に期待をして、安倍総理も度々、これをもっと増やしていくんだというふうなことも総務大臣始め皆さんおっしゃっていらっしゃるというふうにも私も承知をしております。

私の地元の奈良県でも、中山間地域の村に行きますと、地域おこし協力隊の方々、若い人たち、女性も含めて一生懸命頑張っています。当然、その地域の地域おこしということになりますと、林業を活性化しようということでも様々な取組、イベントで頑張ってみたり、様々な取組を一生懸命頑張つてやってくれています。

こういふ人材というのは、林業の例えば高付加価値化、六次産業化をその地域で目指していくという上でも、林業関連産業の担い手と将来なり得るんじゃないかというふうな、そういう期待も私はするところでございますが、総務省の方では、この地域おこし協力隊、是非こういった林業に関わる方々のひとつの入口としても是非ともお考えいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(あかま二郎君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、地域おこし協力隊、昨今では非常に関心集めておりまして、平成二十六年には二十五年度比で一・五倍以上の一千五百名の若者が全国で活躍をし、各自自治体それぞれで創意工夫と主体的な取組で今取り組んでおるところでございます。それで、先生がお示ししたとおり、協力隊員の約六割は引き続き同地域に住み続け、起業、就業、就職するなど極めて地域への定住、定着に寄与しておるところでございます。その意味では、山村の活性化、林業の再生等もこれは協力隊が入口になること、これは重要だということに思っております。

先生御指摘のとおり、地域おこし協力隊、昨今では非常に関心集めておりまして、平成二十六年には二十五年度比で一・五倍以上の一千五百名の若者が全国で活躍をし、各自自治体それぞれで創意工夫と主体的な取組で今取り組んでおるところでございます。それで、先生がお示ししたとおり、協力隊員の約六割は引き続き同地域に住み続け、起業、就業、就職するなど極めて地域への定住、定着に寄与しておるところでございます。その意味では、山村の活性化、林業の再生等もこれは協力隊が入口になること、これは重要だということに思っております。

奈良県川上村では、隊員が主体となって吉野杉の伐採見学ツアーといった林業ツアーの企画や地元の木材を使用した木製品のデザインのほか、地元の高原白菜を都市で販売する情報発信など吉野林業に関わる活動を行いながら、地区の益踊りの復活、農家民宿の開業に向けた準備などの地域振興や、地域への定住、定着に向けた取組を行っているところでございます。

総務省においては、隊員の地域への定住、定着を促進するために、設備費等の初期費用や法人登記に要する経費など起業することに要する経費を平成二十六年年度から、最終年次又は任期終了翌年に起業する隊員一人当たり百万円を上限として新たに特別交付税措置をしております。

今後とも、隊員が地域に定住、定着をして起業し、林業の振興に資するようにしなければならぬと思っております。総務省の取組に加え、林野庁の施策で隊員が活用できるもの、そうしたものを周知するなど各府県とも十分に連携をしたいと思いますというふうに思っております。

○堀井敏君 ありがとうございます。今お伺いしましたら、隊員の方が終わった後起業するときの取組についてもいろいろと御支援をいただく仕組みを構築していただいているということで、心から敬意を表します。

また、私の地元の川上村の地域おこし協力隊の方の例を出していただきましてありがとうございます。女性の方が多いいんですけど、林業女子というふうにも自他共に言われていまして、本当に一生懸命やっておられて、こういった力を地域の林業の活性化そして高付加価値化、六次産業化にうまくこうやっていければなと心から期待をしております。

その点に関して、大臣にも、こういった各省の様々な施策を全て総動員していただきながら林業の新たな担い手確保に是非御尽力いただければというふうな心から期待をしております。一言だけ、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この間、たまたまテレビを見ておりましたらこの地域おこし協力隊の特集をやっております、なるほど、すばらしいなと思っております。今総務省の方からお話がありましたように、任期が終わった後やつばり六割がその地域に定住していただけたらというところで、大変地域にとっても有り難いお話だろうなと、こういうふうにも思っております。

我々としても、この連携をしまして、この地域おこし協力隊の隊員や、まさに今申し上げた定住していただいた隊員にもいろんな地域資源の付加価値を向上させる取組等々に加わっていただきたいと思っております。

二十七年予算で、新たに木材等の林産物を含めた地域資源を使って地域産品作りを行つて、生

産、加工、流通の過程で付加価値を向上させて域外販売を促進する取組、この山村の活性の観点からこういう予算も計上しておりますので、林業の成長産業化と相まってしっかりと地域おこしを我々としてもやっていきたいと思っております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

委員長、あかま政務官にはもうこれで結構でございます。

○委員長(山田俊男君) あかま政務官、結構でございます。

○堀井巖君 次に、林業の今度は六次産業化についてお伺いをしたいと思います。

ちよつと私、今日用意しました資料の二枚目を御覧いただきたいと思ひます。

奈良県に二十三区とほぼ同じ面積になります日本が一番大きい村の十津川村というところがございしますが、ここで何とか六次産業化をやれないかということで、今取組が進められております。

それで、ちよつと下を見ていただきたいんですが、丸太一立米が今価格として一万円でございます。これを地元で加工して、大体ベンチ四脚でできるんです。あと端材が出ますので、大体〇・三六立米を使ってベンチができるんですけれども、一脚十一万円になるんです。そうすると、ベンチの形で加工して売りますと、四脚で四十四万円を売れたわけがあります。

これは、実は川下地域、平野部にあります天理市というところがありまして、天理市と協力をし、天理市の方が市役所のロビーにこのベンチを四脚置いたわけがあります。そうすると、一万円でしたか今まで売れなかったものがこれ四十四万円分の価値になっていく。私は、これは非常に高付加価値化の一つのいい例ではないかというふうに思ひます。この天理市では、小学校を造りますけど、その図書室や何かにこの十津川産の木を使うということも決まっております。それも一つの大きな需要になりつづいてございます。

是非、この林業においてもこういった六次産業化、特に生産地における六次産業化がその地域に

経済的な利益、相当大きなものをたらすと思ひますので、様々な細かい今後いろいろな支援の方策も含めて取組を進めていただきたいと期待をしておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この林業、また山村地域の活性化のために、今まさにお示しいただきましたように、丸太の生産にとどまらずに国産木材の新たな需要を創出する取組、それからまさに今ここで示していただいたような木材や木材製品の高付加価値化、これをやはり進めていくことが重要だと思っております。

CLTというのがございまして、中高層建築物の構造材に使えるというのですが、こういうものの製品、技術の開発普及をやる。それから地域の森林組合や製材工場、それから工務店等が連携した地域材を利用した特色ある家造り、まあブランド化にもつながると思ひますが、こういうものを支援していこうと。それから今まさにベンチの例を出していただきましたが、地域材を使用した家具等の木材製品の開発支援、こういうものの取組を推進しております。

今、お示しいただいた十津川村の例でございますが、林業、山村地域の活性化の観点からも大変有意義な取組だと考えておりまして、農林水産省としても今後とも地域の関係者等と連携してこういった木材需要の拡大、林業の高付加価値化、積極的に推進してまいりたいと思っております。

○堀井巖君 大臣からこの林業の高付加価値化というところをおつしやうしていただきまして、本当に感謝を申し上げます。

やはり、林業の場合、木を皆さん見ているのは自分のおじいさんの代、あるいはひいおじいさんの代から、自分たちの先祖の方々が後生大事に手を掛けてきたものを今切り出して出すというものでございまして。

やはり、もちろん、木質バイオマスや何かでロットを確保するのは重要ではあるんですけども、やはり木をすつと扱ってきた、守り育ててきた皆さんからすると、この木をいかに大切に使う

ていくのかという思いが政策の中に入ることが極めてみんなの意欲にも、山を守っていくというこの意欲の増進にもつながっていくというふうな期待しております。引き続き、是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域での市町村の役割について話をお伺いしたいと思います。

例えば、先ほど例を出していただきました川上村というところが、これは吉野杉の一番の産地の村でもありますが、大体ここは二万四、五千ヘクタールほどの森林の中で六割ぐらいは大規模林家が持っているんですね。ここはいいとして、実は、全部で千二百名弱の所有者のうち大体千名ぐらいは一ヘクタールから二ヘクタールぐらい、非常に小規模な方々なわけがあります。そうすると、いろいろ経営計画を作つて前を向いてやつていきたいと思います。なかなかその所有者を特定する、あるいは境界を確定する、様々な作業、手続をしつかりやつていかなければいけないというところがございます。

そういう意味で、続けてお伺ひしたいんですけれども、まず一つには、森林を集約化して適切に管理するための所有や境界の明確化に向けた対策というのが重要だと思ひますし、二つ目には、所有者が不明で放棄された森林の整備の取組に対するやはり支援も必要だと思ひますし、三つ目には、こういった市町村が、これはもう路網を整備するために、例えば入口部分だけでも森林を公有化してしまう、そのことによって路網整備を進めていくというようなものへの支援というものも必要になるというような声がございます。

その点についての御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人(金井敏君) お答え申し上げます。国産材を安定的、効率的に供給していくためには施業の集約化が非常に重要なわけですから、その際には、森林所有者を特定すること、あるいは森林の境界を明確化していく必要がございます。

このため、林野庁といたしましては、森林整備地域活動支援交付金、こういう予算措置をしまして、森林組合等が行う森林所有者の所在確認等とか境界の確認等、施業の集約化のための活動に対して支援を行いますとともに、平成二十三年の森林法改正によりまして、森林所有者の特定を進める、そういった仕組みもつくつていこうと思ひます。

一方で、森林所有者の自助努力等によつては適切な森林整備が見込めない森林も中にはございます。そういった森林につきましては、公益的機能の発揮を確保するために必要な場合には、地方公共団体が森林所有者に代わつて森林整備を進める、場合によっては公有林化を推進する、そういうことも必要かと考えております。

こうした観点から、森林所有者との協定に基づいて地方公共団体が森林整備を行う環境林整備事業、こういう予算措置を行いますとともに、地方公共団体が森林を公有林化した場合には地方財政措置を講ずる、こういった支援も行っていこうと思ひます。これらの措置を通じまして、森林の適正な整備、保全が図られるように努力してまいりたいと思ひます。

○堀井巖君 あと実は通告二問させていたただいておりましたが、もう時間の都合で、財源確保の必要性については、私はこれは要望とさせていただきます。

今、森林整備、恐らく今の状態が十分だというふうにはやはり私は認識しておりません。もう手を掛けて森林資源を活用し、国土保全をしていけば、実はトータルでは山の災害対策にもなる、災害予防にもなるというところで、トータルとして国民経済にも資するものだ。そのために、この森林の整備のための財源確保に向けた様々な取組、国民の理解を得ていくことが私は重要だと思つておりまして、これは引き続きよろしくお願ひしたいという要望とさせていただきます。

最後に、いま一度大臣の方にお伺ひしたいと思

ひたいと思ひます。

います。

今回の食料・農業・農村基本計画で、一つの農業の発展に対する決意をお示しいただきました。また、林業については今後も計画は策定されると思いますが、少なくとも、今時点におきましても、強い林業を目指して今取り組んでおられるというふうな思いです。この林業をしっかりと育てていくんだという大臣の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 我が国は国土の約七割森林が占めておりまして、ある意味では世界有数の森林資源大国である、こういうふうな思いでおります。特に近年は、戦後、先輩方が造成していただいた人工林、これが本格的な利用期を迎えておりまして、この豊富な森林資源の循環利用によって林業の成長産業化を実現して、山村地域に雇用と所得を創出することが大変重要であると思っております。このために、昨年六月の農林水産省・地域の活力創造プラン等も踏まえまして、今御議論いただいたような新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、川下から川上まで総合的に推進をしておるところでございます。

近年、木材の自給率が平成二十五年は二九%になりまして、一番低かった平成十四年の一八%と比べて一〇ポイント向上しております。また、林業従事者に占める三十五歳未満の若い人の割合も、平成二年の六%を底に近年は二割程度まで増加してると、こういう明るい兆しも見え始めています。ところでございますので、今後もしっかりとこの成長産業化に向けて、私の名前に負けないように、林業に積極的に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○堀井巖君 終わります。ありがとうございます。

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎でございます。総務省三人衆の二番手でございますが、優しい堀井委員とちよつと異なりまして、私の場合は少し辛口のことでも申し上げると思っておりますけれども、

是非、林大臣以下、政府の方々におかれましては、寛大な心で受け止めていただければと、このように思います。

今回は、食料・農業・農村基本計画の審議ということで、先週の私、予算委員会でも取り上げた食料自給力をテーマに議論を深めていきたい、このように思っておりますけれども、その前に、少しフグの貿易という問題について取り上げてみたいと思っております。

フグといいますが、これは林大臣の御地元、山口県の名産品でございますけれども、私の地元、長崎県も養殖フグ日本一ということでございます。しかしながら、こここのところ非常に厳しい状況に追い込まれておりまして、生産額については、ピーク時、平成十一年の二百十四億円から、直近、平成二十五年ですけれども、これは八十六億円と、四割程度にまで大きく落ち込んでおりまして、その結果、養殖業者の廃業も相次いでいると、こういう状況でございます。

その一因として挙げられているのが中国からの安い養殖フグの流入というわけで、現在、国内のフグ商品の三分の一は輸入物というふうな言われしております。もちろん、それによって安くフグを食べられる消費者にとってはうれしいことではあるんですが、問題は、この日中のフグの貿易が不公平な状態であるとされているという点にあります。つまり、中国ではフグは毒があるというところで食べることが禁止をされておまして、日本から中国へは輸出できないということなんです。その国内で禁止されているフグを中国では養殖して日本に輸出しているというわけでございます。そして、そうした一方通行の貿易によって国内の養殖業者が非常な打撃を受けているというのは甚だ遺憾なことだと思っております。

中国もWTOに加盟しているわけでありまして、から、せめてそのルールの範囲内でも、例えば、関税でありますとか、セーフガードでありますとか、あるいは防疫、衛生上の措置によってこのパ

ランスを取ることができないものかというふうな考えられるわけですが、これは水産庁と厚生労働省にそれぞれお伺いしたいと思います。

○政府参考人(本川一善君) 御指摘のとおり、フグには毒がありますので、EU、台湾、香港、こういうところと同様に、中国では法令で国内においてフグを食べることは禁止されておまして、したがって、中国への輸入も禁止をされているという状況でございます。

これについて、正直申し上げて私も全く同じような感じを持っておりまして、御指摘の第一点目の輸入関税の引上げでございます。現在、フグの輸入関税は、WTO加盟国全てに対して最惠国待遇として三・五%というふうになっておりますけれども、これを引き上げるといふことにつきましては、譲許表を修正するという交渉を行う必要が有ります。その際に、水産物に限らず、何らかの代償措置を求められるといったような可能性が有るといふふうに認識をしております。

それから、二点目のセーフガードでございます。それが、輸入が急増した場合に、国内の競合業界に深刻な影響を与えると思えるような場合には発動できるといふことになっておりますけれども、最近の輸入状況を見ますと、二〇〇四年に一万二千二百三十トンでピークだったわけでありまして、それが二〇一〇年には六千五百三十トン、さらに二〇一四年には四千九百九十二トンという形でむしろ減少傾向にあるというところで、これは国内のフグの消費自体が少し減つておるといふこともありますが、それが、そういったような形で、セーフガードを発動されるような状況には必ずしもないといふことでございます。

それから、三点目の動植物検疫でございますけれども、これはWTOの衛生植物検疫措置に関する協定に基づきまして、科学的なリスクがある場合にはそういう検疫措置をとるといふことはできるわけでありまして、今水産物では、例えばコイヘルペスウイルス病に関してコイをそういう防疫措置の対象にしている、あるいは一部のエビ類、

それからサケ科魚類の稚魚など、こういったものについてはそういう防疫措置を講じておりますが、フグについては言えば新たな検疫措置が必要な状況には必ずしもないと、そういったような状況にあるわけでございます。

○政府参考人(三宅智君) 我が国におきましては、加盟しておりますWTOのSPS協定に則しまして衛生規制を行っております。全てのフグの輸入に際しましては、検疫所において、輸入届出ごとに魚種鑑別や添付される衛生証明書に基づき現物について安全性を確認し、確認が得られたフグについてのみ輸入を認めております。

衛生規制の立場としましては、国内でも同様に流通しているものについて安全性が確認されたものを輸入検疫段階で差し止めることは、WTO・SPS協定上難しいと考えております。

○古賀友一郎君 ありがとうございます。それぞれ、なかなかちよつと難しいなというふうな御答弁でありましたけれども、現状がイーブンな状態であれば、例えば代償措置というところでこつちを譲つてもらつたらあつちを譲るといふようなこともあるかと思っております。これは元々がちよつとアンバランスな状態でございますので、そういう意味では最初の取決めがどうだったのかなどというふうなことも、このフグの日中貿易というのには不公平だといふことは、私は明らかだと思っております。

私も、もとより、今回の質問の趣旨は輸入を閉ざそうとすることを意図して言っているわけではございませんで、相手さんが輸出できるのであればこちらも輸出できるように、そういうふうにしてほしいという気持ちからの指摘というふうにして止めていただければと思います。

中国でのフグ食解禁の取組というものも行われておりますが、これは、現在、日中の養殖業者が民間ベースで努力をされておられるというふうな状態だと聞いております。